

申告は正しく、お早めに

☎・草津税務署 ☎(562)1315

・国税相談専用ダイヤル ☎0570(00)5901

・市税務課 ☎・☎(582)1115 ☎(583)9738

市県民税と所得税の申告受付が始まります

令和6年度市県民税の申告と令和5年分所得税の確定申告を2月16日(金)～3月15日(金)に受け付けます。期間中は、地区会館などへの巡回や市全体会場を設け、市県民税の申告のほか、給与、年金、農業などの所得者および還付申告者などの所得税の確定申告の相談・受付を行います。

日程表など詳しくは、市ホームページまたは、広報もりやま2月1日号8～10頁をご覧ください。



市ホームページ

なお、3月15日(金)までは、市役所税務課窓口での申告相談・受付はできません。草津税務署の署外会場(キラリエ草津 6階 大会議室 ※所得税の納付や還付がある人)または、市の巡回会場へお越しください。

休日の申告・相談

2月25日(日)は、大津・草津税務署の合同申告作成会場を大津税務署(大津市京町三丁目1-1)に開設します。確定申告の電話相談(☎(562)1315)は、2月18日(日)も実施します。

※草津税務署内では会場は設置しません。

申告書はインターネットで作成できます

国税庁ホームページから確定申告書を作成し、電子申告や印刷して郵送することができます。詳しくは国税庁ホームページまたは、草津税務署ホームページをご覧ください。



国税庁
ホームページ



草津税務署
ホームページ

納税は口座振替が安心・便利

税金は納める期限を過ぎると、延滞金が発生します。口座振替なら納め忘れなく、確実に期限内納付できます。

口座振替の申し込みは簡単！3ステップ！



口座振替できる税金 ①市県民税(普通徴収)、②固定資産税・都市計画税、③軽自動車税(種別割)、④国民健康保険税
・令和6年度当初(全期・1期)から口座振替する場合は、②③は3月末、①④は4月末までに金融機関窓口へ申し込んでください。

- ・当初の納期限日(課税通知に記載の日)が口座振替日となります。
- ・口座振替を取り扱う金融機関については下記へお問い合わせください。申込書は、市内金融機関窓口、市役所納税課窓口を設置しています。
- ・再振替はできません。各納期限日(振替日)の前に、口座の残高をご確認ください。

令和5年中に相続登記をした人へ

土地家屋の旧名義人の口座振替の情報は、新名義人に引き継がれません。令和6年度以降も口座振替を利用するには、新名義人の名前で口座振替の申し込みが必要です。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

☎納税課 ☎・☎(582)1118 ☎(583)9738